

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 14 号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成 9 年岩手県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
県営住宅等の名称	所在地	県営住宅等の名称	所在地
[略]		[略]	
県営銅谷アパート	[略]	県営銅谷アパート	[略]
県営大平アパート	[略]	<u>県営鳴石アパート</u>	<u>陸前高田市高田町</u>
[略]		県営大平アパート	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。